

第1回山梨県総合教育会議 会議録

開催日時 平成30年9月12日(水) 16:15~17:15
開催場所 山梨県庁 特別会議室
出席委員 知事 後藤斎
教育長 市川満
教育委員 和田一枝、野田清紀、武者稚枝子、三塚憲二、加藤正芳
事務局 立川弘行県民生活部長、長田公県民生活部次長
藤原鉄也私学・科学振興課長 ほか私学・科学振興課員3名
小島良一教育次長、奥田正治教育監、青柳達也教育監、
佐野修学力向上対策監、永井研一副主幹、雨宮邦仁企画調整主幹、
ほか総務課員1名
傍聴人 2名
報道関係者 3名

次第

- 1 開会(互礼)
- 2 挨拶(知事及び守屋教育長から)
- 3 協議
 - (1) 教育に関する「大綱」の策定について
 - ・「大綱」について
 - ・次期「山梨県教育振興基本計画」について
 - ・策定の方針について
 - (2) その他
- 4 閉会(互礼)

後藤知事挨拶

本日はお忙しい中、教育委員の皆様には、本年度第1回になります総合会議に参加いただきまして、心から御礼を申し上げます。また、平素から、本県の教育の充実、更には教育行政の発展のため御尽力をいただいておりますことを、改めて御礼を申し上げます。後ほどこの総合教育会議の位置付けというものが事務局から報告があると思いますが、3年前に法律改正の中で知事部局と教育委員会とが相互に連携して力を結集するという形でスタートしました。それは本県教育の課題というもののや、今後のあるべき姿というものを、知事部局と教育委員会とが連携をして対応を進めるということだと承知をしています。

昨年度は、「子どもの貧困対策」や「いじめ、不登校対策」など大きな5つのテーマにより御議論いただきながら、本年度の教育施策に反映させていただいたところであります。今年度は特に、やまなし教育大綱が最終年度を迎えます。新たなものを現在事務方でも整理をさせていただいておりますが、その策定の方針について、教育委員

の皆様は御意見を賜りたいという形で、来年度の大綱を充実したものにしていきたいということでございます。活発な議論をいただきながら、限られた時間ではございますが、十分な意見交換ができることを心からお願い申し上げながら御礼の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

市川教育長挨拶

教育委員会を代表して一言御挨拶申し上げます。後藤知事におかれましては、日頃から、教育行政に深い御理解と暖かい御支援を賜っておりますことを御礼申し上げたいと存じます。また先般、教員の多忙化に関する共同メッセージに御列席いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

多忙化の共同メッセージに象徴されますように、教育面の課題というものは、教育委員会で解決できるものではないということでございます。先ほど知事からお話いただいたとおり、県庁の各局と連携はさることながら、福祉、医療、産業、大学等の各界に渡る関係団体と連携が必要ということでございます。そうした意味で、現在教育委員会で作っております、教育振興基本計画につきましても、各界の幅広い分野を絡めながら策定しているところでございます。その計画と本日のテーマでございます、教育大綱というのは密接な関係がございます。本日の知事との意見交換を通じまして、知事から広い視野から御意見賜れば幸いに存じます。引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

藤原私学・科学振興課長

協議に先立ちまして、本日の会議について御説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料1を御覧ください。まず、総合教育会議について簡単に説明させていただきます。この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、知事と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、平成27年度に設置したものです。

総合教育会議においては、資料1に書いてございます、主に第一条の四の下線部にある、大綱の策定、第一項にある、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策などについて、協議又は調整を行うこととされております。

これらのうち、大綱の策定に関する協議については、平成27年度の総合教育会議において実施し、現行の「やまなし教育大綱」を策定いたしました。平成28年度からは、重点的に講ずべき施策について、大綱をふまえて協議を行って参りました。

続きまして、資料2を御覧ください。総合教育会議の開催状況でございます。平成28年度には、総合教育会議を3回開催し、「グローバル人材の育成」、「学力向上対策」、「子供の貧困対策」、「子供と向き合う時間の確保」、「公立高校卒業者の就職支援」、「児童生徒の体力向上及び、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進」、「優れた芸術文化に触れる機会の創出」について御議論いただきました。平成29年

度には、総合教育会議を2回開催いたしました。「教育体制・組織の活性化」、「教育の情報化の推進」、「教職員の働き方改革」、「子供の貧困対策」、「いじめ・不登校対策」について御議論いただきました。

続きまして資料3を御覧ください。「山梨県総合教育会議設置要綱」でございます。要綱第5条により会議は原則として公開するとともに、第6条により会議終了後に議事録を作成し、県のホームページ等で公開いたしますので、御了解ください。

それでは、協議を進めていただきたいと思います。協議の進行については後藤知事よりよろしくお願いいたします。

後藤知事

はい、説明ありがとうございます。それでは協議に入らせていただきます。

1番目の、教育に関する「大綱」の策定についてということで、お諮りしたいと思います。まずは、大綱とはどのようなものか、改めて事務局から説明をいただいた後に、教育振興基本計画の概要につきまして、教育委員会から説明の後、委員の皆様から意見を願います。

それでは私学・科学振興課長から大綱につきまして説明をお願いします。

藤原課長

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。最初に、資料4を御覧ください。

大綱につきましては資料左側上段に記載がありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、地方公共団体の長である知事が定めることになっております。その下にあります、大綱の考え方につきましては、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるとされております。

一方、地方教育振興基本計画につきましては、教育基本法により、地方公共団体が定めるとしており、教育の振興のための施策に関する基本的な方針及びその計画を定めるとされています。なお、この計画につきましては、現在、教育委員会で策定作業中でございますので、この後、教育委員会から説明がございます。

次に資料右側を御覧ください。現在の大綱のづくり・構成につきましては、現大綱の1年前に策定された山梨県教育振興基本計画の内容を踏まえつつ、その計画に記載されていなかった人材の育成や、策定時に、総合教育会議で教育委員の方々からいただいたキーワードである「人財」「郷土愛」等を新たに盛り込む形で策定されました。

続きまして現行の大綱についてでございます。資料5を御覧下さい。表紙をめくって1ページ目を御覧下さい。「1はじめに」で大綱設置の背景、経緯、趣旨等を説明しています。「2大綱の位置づけ」では、この大綱が総合教育会議での協議を経て策定されていることを説明しています。その後「3計画期間」を明示しまして、「4施策の基本的方向」となっております。

ここに記載されております施策の基本的方向は先程の資料4の右ページに示しまし

たとおり、既に策定されていた教育振興基本計画を組み替えるとともに、新たな分野を盛り込んだものとなっております。以上で説明を終わります。

後藤知事

ありがとうございます。引き続きまして、次期「山梨県教育振興基本計画」につきまして、現在教育委員会で策定中ではありますが、小島次長から説明をお願いします。

小島次長

お手元の資料6を御覧ください。次期「山梨県教育振興基本計画」について説明いたします。

県の教育振興基本計画につきましては、平成18年に教育基本法が改正されたことを踏まえまして、やまなしの実情に応じた教育振興の施策を推進するため、平成21年に第1期の計画を、「やまなしの教育振興プラン」として策定いたしました。

その後、平成26年に改訂を行い、現在は第2期の計画として、教育振興基本計画を「新やまなしの教育振興プラン」として、現在教育施策を推進しております。

この「新やまなしの教育振興プラン」につきましては、本年度末に終期を迎えることとなりますので、改めて「山梨県教育振興基本計画」を策定することといたしまして、現在準備を進めているところであります。

なお、これ以降、「新やまなしの教育振興プラン」は「現行プラン」に、「山梨県教育振興基本計画」は「次期計画」と読み替えさせていただきますので御了承をお願いします。

まず策定に向けた経過でございますが、次期計画の策定に当たりまして、教育関係者を中心に16名の有識者の皆様に策定委員に御就任いただき、専門的、総合的な見地からの御意見をいただいております。現在、第4回策定委員会を先週の7日に、終えたところでございます。

本日は、これまでの策定委員会での議論の中でまとめました次期計画の概要について、御説明をさせていただきます。

基本的な理念につきましては、グローバル化や人工知能の飛躍的な進展など、社会が加速的に変化し、将来の予測が難しい社会の中でも、これまでの本県の教育活動の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来のやまなしを創り出していくために必要な資質・能力を育む教育施策を総合的に計画し着実に推進することが求められております。

国におきましては、学習指導要領の改訂を行いまして、その後、本年6月に第2期計画で掲げました「自立」、「協働」、「創造」の理念を継承しました第3期教育振興基本計画を閣議決定したところでございます。

県においても、ダイナミックやまなし総合計画のまなび・子育て環境創造プロジェクトにおきまして「個性と学力を伸ばす教育の充実」と「スポーツ・文化の振興と魅力の発信」を政策に位置付け、現在、全力で推進しているところであります。

また、県民を対象に「やまなしの教育に関するアンケート」を実施しておりまして、幼児期、小・中学校・高等学校の教育に対する満足度は5年前と比較して上回り、特に特別支援学校に対する保護者の満足度は75%以上と高い評価を得ております。

また、思考力・判断力・表現力・学びに向かう力などの育成が更に必要であるとの意見もございます。今回のアンケート調査の結果及び現行プランの点検から見えてきた課題を踏まえた計画の策定が必要であると考えております。

こうしたことから、策定委員会では、「教育を取り巻く社会の状況」、「第3期教育振興基本計画」、「新学習指導要領」、「ダイナミックやまなし総合計画」、「本県教育の現状や課題」を踏まえ、次期計画の基本理念を「学び続け 共に生き 未来を拓く やまなしの人づくり」とすることといたしました。

基本理念には「自立」、「協働」、「創造」の3つの活動が総合的に育まれている人物像をイメージしております。

次に右側の施策体系を御覧ください。今説明いたしました、基本理念のもと、3つの基本計画と7つの基本方針、そして21の施策項目を設定してございます。

基本目標 「『生きる力』を育む質の高い教育の実現」については、主に学校教育に関する目標となっております。

基本目標 を達成するための具体的な3つの基本方針の1つ目は、子供の生きる力の基盤となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた育成を目指すもの、基本方針の2つ目は、キャリア教育の推進や、イノベーションを牽引する人材の育成など、時代の変化に応じて必要となる資質・能力の育成を行い、ふるさとに誇りを持ちながら地域や世界で活躍する人材を育成するための人材の育成を行っていくもの、3つ目は、学校・家庭・地域の有機的な連携・協働により、家庭や地域の教育力の向上を目指していくものでございます。

次に、基本目標 の、「人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開」につきましては、主に社会に出てからの生涯学習における目標となっております。

基本目標 を達成するための2つの基本方針の1つ目は「学び」と「活用」の好循環が継続的に図られることにより、生涯にわたり、やりがいや生きがいを実感しながら学び続け、また学んだことを地域などで活用を目指していくもの、2つ目は、社会人の学び直しの支援や、障害者の生涯学習の推進など、生涯にわたって活躍する学びの体制づくりを目指すものでございます。

続きまして、基本目標 「だれもが安心して学べる教育環境の整備」については、主に基本目標 に関連した、学校の教育環境の整備の視点と、全ての子供にとって「安心して学べる学校」を、保護者にとって「信頼して通わせられる学校」を、教員にとって「十分に子供と向き合える学校」の実現に向けた教育環境の整備を目指すものでございます。

基本方針の1つ目は、学校における働き方改革の推進、魅力ある授業に向けた指導体制の充実、安全で快適な教育環境の整備などの教育環境の整備を、2つ目は、特別支援教育や、日本語指導等の特別な配慮を必要とする子供への支援を目指すものでございます。

今後につきましては、第5回策定委員会において具体的な施策項目について御意見をいただいた上で素案を作成いたしまして、パブリックコメントを実施した上で、今年度末までには次期計画を公表したいと考えております。

次期「山梨県教育振興基本計画」の策定状況につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

後藤知事

はいありがとうございます。それでは策定の方針につきまして御議論いただく前に、他県の教育大綱の策定状況を事務局から説明させていただきたいと思っております。私学・科学振興課長お願いいたします。

藤原課長

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

資料7を御覧ください。各都道府県の大綱の策定状況を調べたものを資料7でお示しさせていただきました。各県それぞれでございますが、資料の3枚目をお開きいただきたいと思っております。資料の3枚目に取りまとめの表があります。

2番目の表にございますが、大綱策定状況と書かれている表を御覧いただきたいと思っております。こちらの上の段、「大綱のみ」とあります。これは教育振興基本計画の内容を汲みながら、新たな項目等を加えるなどして大綱を策定している県でございます。35都道府県でございます。山梨県もこのカテゴリーに入ります。次に「大綱計画」とありますのは教育振興基本計画に前文や表紙を添付して大綱としているところでございます。4県でございます。それから一番下の段にあります「計画のみ」としてあるのは、ホームページ上で教育振興基本計画を大綱と位置付けており、8府県となっております。

続きまして、資料8を御覧下さい。上の段の表でございますが、左上のやまなし教育大綱で人財育成に関して掲げた方針の7、8が抜き出してございます。真ん中のオレンジ色の列は現行の教育振興基本計画に入っていない部分となりまして、山梨県総合計画・総合教育会議における協議においていただいた意見を反映させたものでございます。

右側の黄色い部分でございますが、教育委員会の方から御説明がありましたが、次期教育振興基本計画において予定されている基本目標、基本方針でございます。この部分についても全て次期教育振興基本計画に含まれる予定でございます。また、真ん中の段にある青い列に記載されております、やまなし教育大綱策定時の総合教育会議における御意見につきましても、右側の黄色の部分でございますが、次期教育振興基本計画の項目の中に位置付けられているところがございます。

さらに最後の段になりますが、これまで総合教育会議の場で教育課題を御議論いただいて、教育委員さんから御意見をいただいておりますものにつきましても、黄色い次期山梨教育振興基本計画の方に位置付けられております。このことから、次期山梨

教育振興基本計画においては大綱に盛り込まれる内容においては、ほぼ全て網羅されているような形になっております。以上で私からの説明を終わります。

後藤知事

はい、ありがとうございます。それでは皆様から御意見を賜りたいと思います。大変恐縮ですが、和田委員からお願いいたします。

和田委員

教育大綱をこれから策定していくということなのですが、各県の様子も見ていくと、教育振興基本計画と教育大綱という2つのものができているような感じなので、みんなどう捉えているのかなと思いました。教育大綱というのは、おおまかなものなので、本県の教育施策の方向性を県民に分かりやすく示して、そして県民が自分たちのものと捉えて、教育振興基本計画に従って一人ひとりができることから行動を起こすことが大切なのではないかなと思っています。

今までも総合教育会議での議論も行いながら、少しずつ大綱について協議したのですが、県民にうまく伝わっていくためには、できるだけ分かりやすい形が良いと思っていますが、その辺りも今後考えて、例えばメッセージ性のあるようなものを県民に向けて発信していくことも必要ではないかなと思います。具体的なものについては教育振興基本計画を見てもらえれば分かるということにして、それはアクションプランのようになりますが、そんな風にしていったらどうかということを考えています。

後藤知事

はい、ありがとうございます。それでは武者委員お願いいたします。

武者委員

期間に関してですが、他県では期間を定めないところも多いですし、4年、5年と色々ありました。現状、教育大綱の方は4年で、計画の方は5年ということでここがずれている。もし同じような形でいくのであれば、時期をあわせても良いのかなと思いました。以上です。

後藤知事

はい、ありがとうございます。それでは加藤委員お願いします。

加藤委員

全体的な概要を見させていただくと、結構良く内容が網羅されていると思っています。自分が強く申し上げたいことはですね、ここにもグローバルに活躍する人材の育成とか、生き強い人間の育成とか、色々あるのですが、この辺についてもっと具体的に、小学校教育の中では国際化の中における国と日本の関わりですとか、高等学校

くらいにいくと、もうちょっと具体的なことによって実感を持たせて、グローバル世界の中でもっと活躍できるような、もっと踏み込むようなことをやっていただければ良いなど。現実には日本の産業というのは、特に山梨でもそうですけど、グローバルという外国との相互依存が強くて、貿易の輸出系においても50%、60%は海外です。当然これは相当な交流があるわけですね。相手との折衝ができ、対応力が持てる人材にできるところに踏み込んでいただければ、もっともっと良いところに興味を持った形で育てていける、そういう風に思いました。

後藤知事

はい、ありがとうございました。三塚委員お願いします。

三塚委員

教育大綱の位置付けをはっきりさせないといけない。例えば国が骨太の方針を出すのと同じように、これは教育に限ったことではないが、知事が山梨県の教育をどうするのかという骨太の部分が大綱にあたると思っている。それから大綱に沿った形でこういった計画があって、そしてアクションプランが出てくる。

ですから山梨県でいうと、後藤知事がおっしゃっている総合計画審議会が全体の山梨の流れで、教育に関しては大綱が教育の骨太の方針となる。それから基本計画がそれに沿った形の計画、そして具体的にはいろんなプランがそれに沿ってやっていくというのが流れとして正しいと思うので、ぜひ先ほど説明がありましたように、「地域の実情に応じた」と法律の中ではっきりと言われているわけだから、私どもの山梨県の大切なところというのを、後藤知事のメッセージを大綱の中に取り込んで、そして山梨県の教育、生涯教育を含めてどういうことをやるのかというのが、大綱の一番大事なところだと思っている。大綱を作るに当たって、こちらの計画はそれに沿った形であるということで、1番上になるのが大綱であるということをしっかりやってもらいたい。

それと期間については、いくつかの対応があるが、大綱は知事が考えるその時にやるべきことだから、4年ごとに見直すべきではないかと思います。行政とか教育といったものはそうなのだけれども、継続性がなければいけない。知事さんが代わっても継続的なものは同じで代わらない中で知事の色を出していく。ですから、4年に1度やるというのが良いかと。

教育振興基本計画の方が5年に1度と国で決めているから中々できない部分があるが、独自のものを出すということでいうと、大綱の骨子、位置付けをはっきりさせることと、その中に知事の考え方をしっかりと盛り込んだ形で大綱を作っていただきたい。以上です。

後藤知事

はい、ありがとうございました。野田委員お願いいたします。

野田委員

三塚委員と同じで、知事のメッセージが伝わる大綱というのをぜひ出していただきたいと思っています。といいますのも、私が新任教員の面接官をやっていて、その中に自分で書いてある文章の中に、やまなし教育大綱のこれに惚れてとか、こういう考え方に賛同してとか書いてあるのだけれど、この中に書いてある文章が本当に賛同できたり惚れる文章かと言われると、非常に疑問なんです。これが本当に山梨らしさとか、ここに共感したとなるのかなと思いました。正直言ってね。

逆に言うと山梨らしさは何なのかというと、知事が思う山梨らしさとか、将来のイメージを盛り込めるような、そういう教育大綱を出して欲しいと思うんですね。僕らの弟や妹が教育を受けていたころは、白根があったんですね。当時は教科書をあまり使わないで独自の教育をやっていて、ある意味では批判を受け、ある意味で評価され、ということがあったが、その中からオペラ歌手が出たり東大に行くような人が何人も出たりしているということは、ある意味で個性を伸ばす教育が成功していたんじゃないかと思うんですね。それを考えると、そこの良い部分を考え直してもらって、山梨らしさの教育の原点とは何かということを出し出すような大綱で、そこに知事のメッセージを伝えていただきたいなと思います。

後藤知事

はい、ありがとうございます。教育長お願いいたします。

市川教育長

まず加藤委員からお話のあった具体的なものということについては、まさに第5回の審議会の中で議論していることで、御意見をいただきながら進めたいと思っています。

この大綱についての考え方につきましては皆様方と同じでございまして、今作っている次期計画というのは先ほど事務局から説明のありましたとおり、現行の大綱といったもの、当時の意見を反映させて作っているということになってございます。和田委員がおっしゃったとおり、分かりやすさということもあります。先ほど私が申し上げました多忙化の共同メッセージというの、県民の皆さんに、保護者のみなさんに伝えていくということもございまして、メッセージといったものを広く県民の皆さんに伝えていくにはどうしたら良いかというところを工夫すると、大綱というのは意義があるのではないかと考えます。以上です。

後藤知事

はい、ありがとうございます。改めて事務局から他県の状況について説明がありました。当初、私も和田委員や野田委員と同じで、何で大綱をまた改めて作らないといけないのかなあと思っていました。法的な位置付けは明確であったものの、現状の大綱はいろんな工夫をして7番目の地域を担う人材の育成と、産業を担う人材の育成というものを、差別化をするために盛り込んだ記憶があります。そういう意味では加藤

委員に教育委員をお願いしたのも、8番の産業人材の育成というのは、山梨全体で考えないといけないということをお願いをしたということ、この話を聞きながら思い出しました。

いずれにしても、大綱、教育振興基本計画、県民の皆様から見ればどっちがどうか分からないということもありますし。来年度から新しい先生になりたい方で、この教育大綱を読んで感動したとおっしゃっていただいている方もいらっしゃるようですけれども、機会があれば具体的にどの部分か教えていただきたいと思います。

いずれにしても武者委員や野田委員からもお話のあった、期間の部分は、大綱の方が柔軟にできるということと、今回周期が一緒になるということで、ぜひ大綱と振興計画の位置付けというのを明確にしていきたいと思います。

また加藤委員からお話のあった、グローバル化ですが、実際、中・高では具体的に社会に出た時のことを踏まえて人材育成を、またできれば今グローバル化になっている経済の状況を考えれば、企業間同士の交渉ができるような人材を育成してほしいということは私もおっしゃるとおりだと思っております。

現在、大村智人材育成基金も使いながら、高校生・大学生の留学を支える仕組みを用意しています。一方、海外からの留学生の受入というのも、実際大学レベルでは待ったなしの課題になっています。

全体の方向感も皆さん方と共有していただいたという前提の中、三塚委員がおっしゃっているように、大綱の位置付けをもう一度明確にしたというのが資料の説明です。これは非常に分かりやすく、うまく作られたと思います。

これを共有した中で、特に大綱については、知事としての山梨らしいメッセージを伝えるという手法での整理を、これからしていきたいと考えております。「人材育成」や「郷土愛」の追加はかなりがんばってしたもの、全体網羅的に同じ項目になってしまうと、どっちがどっちかが本当に分からない部分があるんだと思います。

総合教育会議では、この大綱について、今日初めて正式な議論をさせていただきまし、教育振興基本計画は既に4回策定委員会を開催し、かなり煮詰まって現行の計画、現行のやまなし教育大綱も踏まえながらやっていただいているということで、完全に似通うということを含めると、伝達する力が弱くなるということだと思っております。

今後整理をさせますので、私から県民の皆さん方に山梨らしい教育の在り方ということ、これからの教育委員会を中心に御議論いただく教育振興会議の内容も踏まえて、私から本県の教育方針を宣言するという形にさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(委員賛同)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。そんな形で、山梨らしい、また山梨のこれからの人材を大切にしながら、あるいは沢山の方と力を合わせるという主旨のものをまとめさせていただきたいと思っております。

総合教育会議の第1回を9月に開催した理由には、諸般の事情がありますが、この夏、本当に暑い中をありがとうございました。計画の見直し等も更に評価をしながら、やまなし教育大綱というものが、法的な根拠はともかく、山梨県民の皆様方に分かりやすい教育の方針という形で、本来の主旨が明確になるように私なりに工夫をしながら対応したいと思います。次回の総合教育会議で素案という形でお示しをさせていただきたいと思います。

その他ですが、時間がうまく調整できなかつたんですが、せっかくの機会ですので、委員の先生方からこれはということがございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

和田委員

お願いということですがよろしいでしょうか。最近レジデンスという言葉を使うようになっていますが、レジデンスというのは心の回復力とか立ち直りの力ということを意味しています。

発達障害の子ども達や、グレーゾーンといわれている子ども達には、思い通りにいなくても現実に向き合い、前向きにもう一度チャレンジするレジデンスが必要とも言われています。

ソーシャルスキルという言葉もお聞きになると思うんですが、ソーシャルスキルは他人と折り合える力ですよね。レジデンスは、自分と折り合える力とも言えます。このレジデンスを身につけることで、もっと生きやすくなったり、生活や学習を楽しむようになると言われていています。このことは発達障害に限ったことではなくて、全ての子ども達に必要な力じゃないかなと、立ち直る力、自分と折り合える力だと思うんです。

レジデンスはもちろん個人の能力の問題だけでなく、生活環境とか周囲のサポートの社会的な要因も大きく関わっているかと思っています。児童青年期の対処が重要となってくる発達障害とか、精神疾患を持っている子ども達もいます。そういうことを深く学ぶために、医師に向けての講座を、自治体と大学が協力して設けるという動きが現在、日本の中にも広がりにつつあります。これは実際、専門医が全国的に少ない上、東京などの都市部に集中しているためです。

子どもの心と向き合える医師を山梨でも育成していただいて、今後増やして欲しいと思っています。例えば少年犯罪の防止にもなっていくかなと思います。長崎県では2016年から子どもサポート精神科医育成講座というのが行われているとのことです。県の助成を受けて、県内の若手医師が集まって、今年3月までに子どもの心のサポート員に認定された方が22人いるということで、リストがあげられているので、親御さんとか教員が困った場合はそのリストを見てその医師を訪ねることができるようになっています。

その他にも、北海道大学や福井大学なども、昨年までに地元の自治体と協力して、同様の施策を始めていると聞いています。それからお隣の長野県の信州大学の医学部も、県内の精神科医を対象に、研修カリキュラムを立ち上げ、受講者が学校関係者と

情報交換する場も作るというような計画もあるそうですが、県立北病院にもありますよね。北病院にお世話になっている子ども達は、県内でもカンファレンスを開いてもらいまして、学校の教員も参加したり関係者が集まったりして行われているんですが、数がとても少ないので開いてもらうにも時間がかかるということもあります。

情報不足なので県内の医師会でも行われているかもしれませんが、ぜひ山梨でもこのような取り組みをしてもらえればありがたいなという風に思っています。ぜひよろしくをお願いします。

後藤知事

和田委員の全ての答えにならないかもしれませんが、2年前に子どもの心のケア総合拠点というものを設けることとし、この12月までには、ハード的な整備のスタートが本格的にできることとなります。あわせて内容の詰めという形で、何人かの先生で、これは教育長にも話をしているのですが、教育だけではなく、中央児童相談所や児童心理治療施設、こころの発達総合支援センターを、統合型として今の中小河原の、前の職員研修所跡地に作ることを決定しています。

併せて、地域の小児科医の先生のネットワークというものを一体で作りながら、小児科医でも全ての先生が精神的なものがケアできるわけではありませんが、特徴的なものは、普通の人間よりは気づきができるわけだから、そういう拠点にという形で、3か月か半年かは別としても、相談治療に半年はかかっていると。それで相談も治療も遅れて重篤になっているという事例が以前からありましたので、まずそこに対応しようという考えがあります。

先生がおっしゃったレジデンス、自分との折り合い、ソーシャルスキルというのが他人との折り合いであれば、立ち直りの機会をやはり早めに、特に子ども達にというのは、この場でも議論したかもしれませんが。特に周知ということがまったくできていなかったんで、それは来週の19日から9月議会を開会しますけれども、こころの発達総合支援センターというものがどういう役割を山梨の中で果たすのかという、情報を県民のみなさん方に伝えようと、情報伝達の事業費を付けさせてもらいました。それでハード的な整備が1年かけて来年12月からできて、それから32年度の早い時期に、できたら年度をまたがずにかぶっていけるようなタイミングでスタートができるような。もしかしたら順次ということになるかもしれませんが。特に特別支援学校を併設することになっています。人的なものが、専門医の先生とは別にあって、100人近い体制に、もしかしたらなりますし、24時間、子どもさんを預かる機能も、中央児童相談所と特別支援学校の部分でありますので、人的な対応を今年度中にある程度まとめて、来年の上半期くらいまでには、全部名前を置いてみて順次スタートするのか、一体でできるのか最終的な詰めを行います。先生の御指摘は、僕も個人的にも早くと思っているんですけど、それでも2年、3年でできるかどうか、本当に大切な部分と思っています。この中でどこに入るかわかりませんが、3になるのかな。そういう形で一体型と分散でネットワーク型で工夫してやらしてもらいたいと思います。

和田委員

笛吹市にクリニックが開院されまして、個人の病院です。通いやすいということで、親も遠くまで出かけていなくて良いということで、32年にオープンする子どもの心理療育施設は私もとても期待していますが、早くしないと間に合わないという子ども達もいましたので、小児科医がいるんですけど、実はその子は情緒障害も持っていて精神科の治療も必要になるんですけど、その人は小児科で結構発達障害の子ども達を見てくれますが、精神科の治療が必要な子はとても無理だということで、じゃあどこに行くというと北病院もあるのですが、大変多い子ども達がいつているので、地域の中にもそういうところできてくると良いなと思います。

後藤知事

和田委員が問題提起をしていただいた課題は、まさに総合教育会議の存在そのものだと思っています。教育委員会だけで解決できないものは、県庁の組織で言えば福祉保健部のマター、産業労働部の人材、いろんなものが連携しながら解決しなければいけない時代に完全に入ってしまった。この総合教育会議は年に何回もできないのが申し訳ないのですが、直接委員の先生方から話を聞くことが大切だと思っていますので、これからもぜひいろいろな形で御指導いただければと思います。他にございますでしょうか。

加藤委員

では一つだけ。今知事に進行していただいている、甲府工業高校の専攻科。これを早いピッチで仕上げてください、山梨の中間技術屋の育成というんですか、山梨は特にものづくりということに、47都道府県の中でも特化しているんですね。そこに投入してもらおうという、今の継続ができる。できればもうちょっと専攻科を別の意味に発展していければなおさら良いと思っています。

後藤知事

ありがとうございます。いろんな議論の中で、県独自性、定着率の高さということを含めて高専でなくて専攻科に判断させていただきました。

施設整備に入り、今の2年生が来年の4月には3年生になってしまいますが、その時期までに専攻科の施設整備を全部終わらせないといけないという形で、32年度の4月1日からは専攻科が正式にスタートするという、33年度には新規の専攻科の卒業生が県内の企業に就職ができるという、今最短でやっています。

昨日、富士五湖の富士吉田商工会議所のみなさん方と意見交換させていただいて、部会長から工業の専攻科の状況を見据えて、向こうの方にもうひとつ拠点があると良いと、和田委員の言うように近い方に学校があった方が良いので、もし北麓地域にも仮に必要であれば柔軟に考えるという主旨の発言をさせていただいてきました。

人材育成というのは本当に時間がかかるものでありますけど、ハード・ソフト一体となって、カリキュラムのいろんな流れもですね、手塚校長先生を中心に検討委員会

の皆さん方がかなり詰めてきて、さらに産業界からもいろんな理事の皆さんが入って内容がかなり詰まってきましたので、近々教育委員会の中で改めて御説明をし、スケジュールの確認と内容の詰めをしながら、それができたら甲府工業の専攻科という形で。また子ども達にそういうものができるということをきちんとPRをさせていただいています。これは韮崎工業も含めて、3年間の高等学校の勉強と、専攻科が2年なんです。合体をしていくことが大切なので。校長先生や担任の先生達からも専攻科を32年からスタートするよとPRしながら、そういう目鼻もつけながら、内容の詰めとスケジュールを明確にして、今年中にはしないと、教育委員会に決めていただかないと間に合わない部分もあります。他にございますでしょうか。

野田委員

大綱の7, 8にある地域を担う人材の育成と、山梨の産業を担う人材というのは、表裏一体だと思うんですね。高専になれば良かったんだろうけど、飯沼さんがいらっしゃったら絶対言ったと思うんですけど、稚魚から育てて成魚になって、さあこれからといったときにみんな大海に逃げていっちゃうと。都会にいっちゃうと。そういうことではもったいないんじゃないかと。何か環流するシステムが欲しいなと思うんですね。

今、吉田高校のレベルが非常に上がっているんですね。なぜかという、理由は簡単です。ファナック2世がいるからですね。ファナック2世がいるから吉田高校のレベルが上がっているんですよ。だが彼らが都会の大学に行ったときに、ファナックに行くかは別として、県内の企業に就職してくれるのかと、そういう問題があるんですよ。教育というのはレベルが高ければ親御さんがお金払ってくるんですよ。南アルプス市に英語だけでやっている幼稚園があるんですよ。でも甲府からお母さんがわざわざ送り迎えしてくるんですよ。

教育は何かシンボリックな水準の高いものを作っていくことが必要じゃないかと。例えば山梨方式で、中高じゃなくて小中一貫校で義務教育を充実させて、次のレベルの高い高校に送り出すとか、システムを作るとか、やはり山梨モデルが何かあっても良いような気がするんですね。ぜひ次の大綱はそういうものも取り入れてもらいたいと思います。

後藤知事

ありがとうございます。専攻科だけで十分かどうかといえばそうではない、という認識の中で、今、産業労働部を中心に議論をさせて、検討委員会では加藤委員にも入っていただいていますけれども、中・長期で見た山梨の人材育成という形で、産業短期大学を中心にして、県が持っている職業訓練校をどうまとめていくのか、それぞれの機能をどう充実するのかという形で、職業大学校という視点も含めて、今議論をいただいていますので、そのまとめ具合を少し尖ったものにできるかどうかということが、野田委員がおっしゃったことに共通すると思いますので、そんな議論が活

発になるように教育委員会からもフォローをさせていますので、また御報告を近いうちにさせていただければと思います。

他はよろしいでしょうか。無いようですので、以上をもちまして議事を終わらせていただきます。

藤原課長

お疲れ様でございました。次回開催については、また改めて御通知差し上げたいと思います。以上を持ちまして、平成30年度第1回総合教育会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。